

写

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 28 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



**岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号**

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 5 号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 30 条第 2 項第 5 号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新	旧
(通勤) <b>第30条 略</b> 2 非常勤の職員等が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次に掲げる行為をやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。	(通勤) <b>第30条 略</b> 2 非常勤の職員等が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次に掲げる行為をやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。
(1)～(4) 略 (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び_____次に掲げる者（イに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） ア・イ 略	(1)～(4) 略 (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び <u>職員と同居している</u> 次に掲げる者_____の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） ア・イ 略

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号）【概 要】

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 95 号)の施行に伴い、地方公務員災害補償法施行規則が一部改正されたため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

非常勤職員等の通勤災害について、通勤経路の逸脱又は中断の例外行為となつて いる介護において、対象者となる家族の範囲のうち、これまで孫、祖父母及び兄弟姉妹は、職員と同居している場合に限り対象となっていたが、地方公務員災害補償制度に準じ、これらの者の同居要件を撤廃した。

3 施行日

平成 29 年 1 月 1 日施行